

北町公園使用料金表

区分			使用料	利用単位	
久世体育館	アリーナ	全面	一般	1,520円	1時間
			中学生以下	760円	
		半面	一般	760円	
			中学生以下	380円	
	個人使用	一般	350円	1回	
		中学生以下	170円		
音響設備			1,000円	1回	
久世テニス場	クレーコート	1面	一般	600円	1時間
			中学生以下	300円	
	照明設備	1面	1,000円	1時間	

○備考

- 1 市民以外の方が利用する場合の利用料は上記金額の1.5倍
- 2 営利目的で利用する場合の利用料は上記金額の2倍
- 3 入場料を徴収して利用する場合の利用料は上記金額の3倍

○免除

- 1 施設を利用する障害者を介助する介助者1名

○半額減免

- 1 身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方
- 2 生活保護受給者
- 3 真庭市ひとり親家庭等医療費受給者の属する世帯
- 4 後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者Ⅰに該当する者の属する世帯
- 5 次に掲げる者を構成員とする世帯で、世帯全員が市町村民税(特別区民税含む。)非課税の世帯
・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方

※免除、減免を受けようとする場合は受付時に障害者手帳等の証明できる書類を提示してください。

※料金加算、減免料金を算出した金額に10円未満の端数が生じるときには、これを切り捨てる。